

『九条家車図』の成立をめぐる

—附、学習院大学史料館所蔵飛鳥井本『九条家車図』解題および翻刻—

徳仁親王
木村真美子

はじめに

『西園寺家車図』および『九条家車図』は、西園寺家・九条家それぞれで、主として鎌倉時代に乗用された牛車を図示したものと考えられており、二巻一対で伝存することが多い。この両図が、牛車を研究するための最も基本的な史料のひとつであるにもかかわらず、基礎的な研究がほとんどなされていなかった現状に鑑み、数年前からその成立や伝本の系統についての検討を進めてきた。¹⁾

すなわち、『学習院大学史料館紀要』第一一号において、『西園寺家車図』諸本の研究（旧稿①）と題して、『西園寺家車図』の伝本の系統を説明し、『西園寺家車図』とは、鎌倉時代に西園寺家で乗用された牛車の絵図およびその説明書きを、室町時代から江戸時代の初めまでにまとめたものであり、本来は『車絵図』と呼ばれ、『九条家車図』を伴わないものであったことを明らかにした。さらに、同第一二号において、「忘れられた車図—陽明文庫所蔵『納

言大将車絵様』および『車絵』について―(旧稿②)と題して、『西園寺家車図』に先行する中世の牛車の絵図である陽明文庫所蔵『車絵』等の分析を通じて、中世における牛車の絵図の制作に西園寺家の分家である洞院家が深く関与していること等を指摘した。

牛車は、中世貴族にとって主要な移動手段であるということにとどまらず、公道上において乗車主の身分を標識するものであったから、その製作に当たっては、家格と官位という二つの指標が絡み合い、細部に至るまで綿密な差異の体系が構築されていたに違いない⁽²⁾。しかしながら、中世の牛車は現存せず、近世・近代に作られたものですら、京都御所等にわずかに数台が残るのみである。ゆえに、中世の牛車について知ろうとするならば、日記・物語等の文献史料や牛車絵図(以下、本稿では有職の観点から描かれた牛車の絵図を「牛車絵図」と称する)および絵巻等の絵画史料を分析するほかない。その中でも、最も重要な位置を占めるのが牛車絵図なのである。絵巻の中では、細部にこだわることなく描くことも可能であり、実際そのようなものの方がはるかに多いのだが、旧稿②でも指摘したように、牛車絵図は牛車の製作準備過程で描かれた可能性も高く、出来る限り正確に描写することが求められるからである。

そこで本稿では、これまでの研究成果を前提に、『西園寺家車図』と密接な関係を有する『九条家車図』について考察を行うことにした。『九条家車図』は、古写本が伝存しないうえに、『西園寺家車図』と異なり、江戸時代における転写についても奥書を載せない本が多いので、伝本の系統を解明することは容易ではない。ところが、その内容や加えられた識語に注目すれば、その成立過程をある程度は明らかにすることが可能なのである。

なお、『西園寺家車図』と同様、すでに「丹鶴叢書」や「集古十種」⁽⁴⁾に翻刻があるが、良質な本文を提示するために、書写年代・伝来の明確な最古の写本である学習院大学史料館所蔵飛鳥井本『九条家車図』(以下、飛鳥井本と略称する)を翻刻して附載するので、適宜参照されたい。

第一章 『九条家車図』の構成と内容

本章では、『九条家車図』がどのような構成になっているか、およびその内容について確認、検討する。

『九条家車図』は、早くに公刊されていたこともあり、もっぱら「丹鶴叢書」所収の本が利用されてきた。だが、この本は、他の写本とは大きく異なる点がある。それは、至徳二年（一三八五）の書写にかかる識語の位置である。「丹鶴叢書」本は、末尾に載せているのに対し、他の多くの写本はそれを巻頭に載せており、後者の方が本来の形のようにある。⁵⁾そこで、以下、飛鳥井本に即してその構成を見てみよう。

『九条家車図』は、①至徳二年の書写識語、②侍従、中・少将の時に乗用した車の図（第一図）およびその説明書き、③公卿の時に乗用した車の図（第二図）およびその説明書き、④半部車の図（第三図）、⑤違物見車（網代車）の図（第四図）およびその説明書き、⑥上白車の図（第五図）およびその説明書き、⑦庇車の図（第六図）およびその説明書き、⑧唐車の図（第七図）およびその説明書き、⑨尼眉車の図（第八図）、⑩檳榔庇車の説明書き（使用例）、という構成になっており、全図に淡い彩色が施されている。なお、絵様の色目については、諸本の異同が大きく、本来の彩色を確定するのが困難であるため、説明書きを主体に考え、絵様は補助的に利用することとした。それでは、それぞれの内容の詳細を順に見ていきたい。

まず①について。冒頭の「此車絵様等、自九条前関白経教公、被借送、仍写留之、彼家車跡歟、／至徳二年十一月三日」という識語（ただし、多くの写本は「彼家車」が「彼家計」となっている。転写の過程で「車」という文字が「斗」（斗計）と誤写された可能性が高い）は、口語訳すれば、「この車絵様は、前関白の九条経教から貸し送られて

きたものである。よってこれを写し留めた。九条家乗用の車の様子だろうか」ということになる。つまり、誰かが九条家に所持されていた牛車絵図を借用し、至徳二年一月三日に書写し終えたのである。この巻首に位置する識語こそが、『九条家車図』という名称の由来でもあろう。しかしながら、この車絵様を経教から借用した人物については明記されていない。

次いで②について。第一図は、侍従、中・少将つまり殿上人である時に乗用する網代の車、すなわち文車⁽⁶⁾（もんくるま）の絵図である。屋根や物見（窓に当たる部分）には群れ飛ぶ千鳥の姿が、立板（物見の下の部分）や袖には岩や笹が描かれ、袖の内側（袖格子の下部）には亀甲の文様が施されている。また、物見の上にある横の連子は、『西園寺家車図』では太政大臣拜任以後に乗用する車にのみ見ることが出来るものである。官位の低いうちから連子のある車に乗用できるのは、撰閲家ならではのことといえるのかもしれない。

九条道家の日記である『玉蘂』嘉禎四年（一二三八）四月一日条の九条忠家（道家の孫）の首服の記事には、「網代車、袖上透之、其下網代松麿融、文龜甲、物見、塗紺青、画千鳥、是譜代文也、委見絵様」とあり、忠家の乗用した車はこの図のような車であったと思われる。忠家は、同月一八日に左少将に任ぜられ、同年七月二十日には左中将に転じている。⁽⁸⁾したがって、九条家において、中・少将のときにこの図のような車が用いられていたということが出来る。また、『玉蘂』に見える「委見絵様」という文言は、この車を描いた絵図の存在を示している。

③について。第二図は公卿の時に乗用する網代の車である。後掲の近衛道嗣の書状（史料一）では、「大中納言時召之」とするが同じことを意味している。全体を白地にした網代（白網代）で、屋根および袖、物見等全体に蝶の文様（襷に向蝶菱）が施されている。

④について。第三図は、絵様が単独で存在し、説明書きを伴っていない。この車も網代車の一種で、物見の部分が

引き戸ではなく半部になっていることから、半部車と称されるものである。鎌倉時代成立の僧家を中心とした有職書である『門室有職抄』⁹⁾によれば、「半部、院、親王、関白、大臣、若大将乗之」とあり、大臣・大将以上の乗用する車である。説明書きがないため確定はできないが、立板以外は白網代のようなものである。袖には牡丹が描かれ、立板には小八葉、屋根には唐花菱の文様が散らしてある。鎌倉時代の公卿・三条公房が父実房および外舅中山忠親の口伝を記した『三条中山口伝』¹⁰⁾(以下『三中口伝』と略称する)によれば、「捧部車サヤケシトミ号半部車、直衣時乗之」とし、「晴ニ取テ為宗事ニ可乗」とあり、晴儀でも特に重要な場で用いられていたことがわかる。

『玉葉』嘉禎四年四月十日条に、九条道家の子(後の法助)の御入室の儀式に際し、法助の兄にあたる左大将一条実経は「半部、袖以漆画牡丹」という牛車に乗用したことが見えている。これは第三図のようなものであったと思われる。

⑤について。第四図は説明書きに「違物見御車」と書かれている。違物見車とは網代車の物見の部分が長物見の引き戸になっている車のことである。染網代で、袖には牡丹と蝶、立板には大八葉、そして屋根には小八葉の文様が描かれている。小字で「同時召之」と記されているのは、第三図の半部車と同様、大臣・大将以上の時に乗用することを指すのだろう。それゆえに、本来は④の第三図にも「大臣大将以後召之」とのような文言を冒頭に置く説明書きが存在していたと考えられる。先にも引いた『三中口伝』には、「千加倍物見車、網代車号」とあり、褻の時に乗るものとする。同じ大臣・大将以上の用いる半部車とは用途に応じて使い分けられたということである。なお、室町時代中期の公卿一条兼良の編んだ『桃花葉』¹¹⁾の網代車の項では、大将乗用の車を「違物見」と号するとしており、より限定的な用途にかわったようである。

⑥について。第五図の上白車も網代車の一種で、後掲の史料一によれば、摂政・関白の乗用する車である。「上白」

と呼ばれているとおり屋根の部分が白く、袖も白網代である。形状的には第四図の違物見車と共通するが、彩色や文様は第三図の網代車により近く見える。牛車における差異が、様々な要素の精緻な組み合わせによるものであったことが窺えるだろう。さらに史料一によれば、網代始（撰関になつてはじめて網代車に乗ること）の時に乗用し、その後は褻の時に用いるという。⁽¹²⁾

⑦ ⑦ について。第六図の庇車とは、網代庇車のことである。『桃華藥葉』によれば、屋根は唐破風形であるという。たしかに、第六図は、第一図から第五図までと屋根の形が異なっている。さらに、物見の上には庇がある。⁽¹³⁾鎌倉時代前期の公卿中院通方の著した『飾抄』⁽¹⁴⁾によれば、撰関や大臣・大将の乗用する車である。また、『門室有職抄』によれば、院や親王も乗用するという。『春日権現験記絵』（以下『験記絵』と略称する）巻二の第三段に見える関白藤原教通の乗用の料として描かれている牛車は、袖には亀甲に花菱、立板には小八葉文様がある。この図と大変よく似ており、これも庇車と呼ぶべきものであろう（ただし、『験記絵』の方は屋根に花菱の文様が見えるが、『九条家車図』の説明書きには「上白」とあり、無地である）。

庇車の説明書きの最後には元久三年（一二〇六）の奥書が見え、元久三年四月、賜御本写之、絵師定順／外記大夫三善信成注進之、⁽¹⁵⁾とある。絵師定順は不詳だが、三善信成は近衛基通の家司であったことが確認できる。元久三年三月、基通息の家実が九条良経の突然の薨去を受けて撰政になり、同年四月一六日に網代始を行っているので、その準備の過程で絵図を写したと考えてよからう。とすれば、この奥書は第六図の庇車のみにかかるものということになりそうである。しかし、このときの家実の網代始で用いられたのは、庇車ではなく半部車であった。⁽¹⁶⁾さらに、第一図から第六図はすべて側面図であるのに対し、つづく第七・八図が俯瞰図であり、この前後で描写の視角を異にしていること等を勘案すると、第六図まではひとまとまりで、この奥書は六図すべてにかかるものと考えた方がよいだろう。

⑧について。第七図は、唐車で、檳榔で葺いた唐破風形の屋根の軒下に庇があり、唐庇の車とも呼ばれる。最も格の高い牛車で、『飾抄』には、「太上天皇、摂政、関白、無止之人乗之、」とある。本図は、轆が短く描かれ、輿あるいは輦（てくるま）のようにも見えるが、箱床の框（かまち）の前方に壺金を入れて轆を接続する場合は知られてるので、牛車と考えてよいだろう。袖や立板には牡丹に唐草様の文様が描かれ、屋根のみならず庇・箱の腰総はずべて檳榔の葉を用いており、『験記絵』巻一の第一段に載せる、白河院が春日社参の際に乗用したものととして描かれた牛車と非常によく似ている（※巻頭のカラー図版1、2を参照）。

第七図の次に載せる説明書きには、その最後に「承元三年十一月、御春日詣之時注之、」とある。承元三年（一一〇九）十一月二五日に関白近衛家実が春日詣をしていることが『百練抄』同日条から知られ、この説明書きは家実の乗用した車についてのものであるとわかる。さらに、第七図とこの説明書きの内容とは合致しており、第七図がこのとき家実が乗用した車を描いたものと断言することまではできないが、同一の形状・装備を有する車の絵図であると考えてよい。

⑨について。第八図は、「称尼眉車物歟、」との傍書があり、車種名についての推定がなされている。ここで「歟」の文字が加えられていることは、この絵様が何と呼ばれるべき牛車を描いたものかが、ある時点でわからなくなっていたことを示している。尼眉は雨眉とも書くが、室町時代中期の公卿洞院実熙の手になる『蛙抄』によれば、「尼」字は「雨」字の誤用だという。しかしながら、『桃花薬葉』は「尼」字を用いており、いずれが正しいのか決し難いので、ここでは尼眉車と記しておく。

ここに描かれている牛車は、檳榔葺きの屋根の軒下や物見の上に庇があり、檳榔庇車の図であるといえる。それと同時に、屋根の形状に注目して、『桃花薬葉』檳榔庇の項に「眉ハ常ノ眉ノ角入タル也、凡太政大臣之時或用之、眉

如唐棟、故是ヲモ号尼眉云々、とあることを参看すれば、尼眉車であるともいえそうである。一条兼良は、屋根が唐破風のようなであれば、軒が箱の部分よりも外に突き出していても、通常の牛車（いわゆる八葉車）の屋根の角の部分が陥入している場合（第八図はこれにあたる）でも、尼眉車と呼んでよいと考えている。ただし、これが室町時代以前からそうであったのかは不明である。

なお、第八図が下簾や車輪までも含む全体を描いている点は、他の絵様に比して特異だといってよい。

⑩について。絵様はなく文字のみで、嘉禎三年（一二三七）三月二六日の前関白近衛家実の兵仗拝賀と、保延五年（一二三九）十月の前関白藤原忠実の石清水八幡宮参詣（一一日）および賀茂社参詣（二三日）の際に使用した檳榔庇車について記している。これらは、旧稿②で紹介した陽明文庫所蔵『車絵』にも載せられており、撰関家における檳榔庇車の代表的な使用例を注したものだと思われる。直接第八図を指すものとはしていないが、その内容から第八図の説明書きの役割をしようと考えてよからう。なお、保延五年に忠実の乗車したと思しき牛車の図が、前田育徳会尊経閣文庫所蔵『車輿等書』に見えており、全体を描いているということも含めて第八図と近似している。

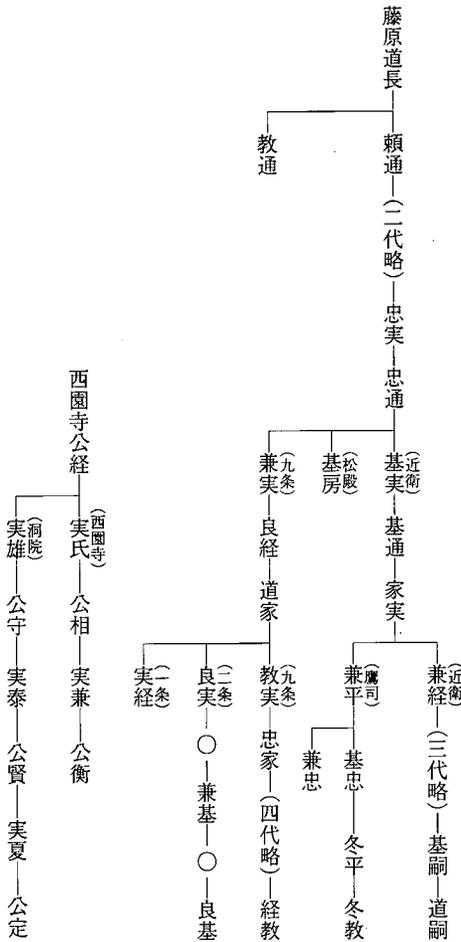
以上の検討から、『九条家車図』も基本的には『西園寺家車図』と同様におおよそ位階の上昇に伴って乗用する車種を系統的に配置する構成になっているといつて差し支えなからう。と同時に、これまでの検討から明らかになった注意点として以下の二つを挙げるができる。

一つは、途中に輿書のようなものが見えたり、第一図から第六図までと第七・第八図とでは絵様の描き方および説明書きの形式が異なっており、全体として均一な構成を有していないことである。これは、複数の先行する牛車絵図を編集した痕跡であると思われる。このことは、『九条家車図』の成立過程を考える際には、第一に考慮すべき点であらう。

『九条家車図』の成立をめぐる

いま一つは、西園寺家で利用された牛車のみを載せる『西園寺家車図』と異なり、『九条家車図』が九条家の牛車のみを描いたものとはいえないことである。第一図については、九条忠家が中・少将の時に乗用したものと同一であることが知られるものの、第七図は近衛家実の乗用した車を描いたものである可能性が非常に高く、第一図から第八図についても家実が書写に関与しており、その親本は、基通以前の撰関家において乗用された牛車の絵様だと考えられる。つまり、九条家（二条・一条家を含む）以外の家で用いられていたことの明らかな車の図が含まれているのである。

すなわち、『九条家車図』という書名は、あくまでも①の識語に基づいて後人が付したものであり、内容に適合す



参考〈撰関家ならびに西園寺・洞院家系図〉

るか否かが十分勘案されたものではなく、至徳二年一月に写された牛車絵図の親本の所持者を示しているに過ぎない。内容から見れば、全てが九条家において乗用された牛車の図だとはいえず、撰関家において乗用されたという点で全体を括ることはできるので、むしろ『撰家車図』と称した方がよいように思われる。また、その成立についても、九条家のみに集積された史料によると考えることはできず、仮に九条家でまとめられたものとしても、他家との情報⁽¹⁹⁾の交流を想定せざるを得ないのである。

第二章 洞院家に伝わった撰関家の牛車絵図

それでは、今日『九条家車図』と題されている一書に収められた絵様・説明書きは、至徳二年（一三八五）以前、どこに伝えられていたのだろうか。この点を探るため、比較的牛車絵図に関する残存史料の豊富な洞院家について本章で詳しく見ていきたい。その際に有用だと思われる史料が、第一章でも触れた『車輿等書』である。なお、『車輿等書』とは、旧稿でも述べたとおり、洞院家に集積されたと思われる中世の牛車絵図およびその関連史料を集めたものである⁽¹⁹⁾。

まず注目したのは、至徳二年より六年余り前に書かれた一通の書状（史料一）である。

【史料一】近衛道嗣書状（近衛前博陸消息 一通）のうち

（異筆、下同）
「近衛前博陸先日拝謁之次、車事条々有申談事等、仍今日内々献覽此図之处、返報如此、為後証彼状即続加之也、
（通鑑）

（洞院）
公定（花押）

車図亦一卷加一見令返進之候、是ハ令所持候本不相替候、御輿書之分以同本被写候歟之由思賜候、端ニ大中納言

時召之下候押紙ハ、以漆画蝶と申候車傍ニ可被押之候、

上白御車、撰録時召之、と申候押紙をハ、網代車傍ニ可被押之候歟之由存候、執政之時、称網代始、召具布衣隨身

時用之車候、其以後ハ藝ニハ毎度用之、先例候、謹言、

（康暦元）

一月廿日

（近衛道嗣）
（花押）

（公定）
洞院大納言殿

（切封）

「（墨引）」

これは、康暦元年（一三七九）二月二十日に、洞院公定が前関白近衛道嗣から受け取った書状であり、端には公定の加えた識語がある。数日前、道嗣に直面した公定は、牛車について談じている。そして、自らの所持する車図一卷について、剝離してしまった押紙をどこに貼付すればよいのかを道嗣に尋ねたいと考え、これを送って内容の照会を求めたものと思われる。それに対し、道嗣が即日認めた返事がこれである。

道嗣は、公定所持の車図を、自分の所持する車図、すなわち近衛家に伝わる車図と比べ、両者にはほとんど相違がなく、同一の親本を書写したもののようだと言っている。なお、道嗣の日記『後深心院関白記』は同年の分も現存しているが、残念ながらこれに関連する記事は見えていない。

そして、『九条家車図』との関係で注目されるのが、道嗣が「大中納言時召之」と書いてある押紙をその傍らに貼付すべきだと述べた絵様について、「以漆画蝶と申候車」と呼んでいることである。これは、『九条家車図』第二図の説明書きに見える「網代、白網代、以漆画蝶」という記述と合致している。つまり、洞院・近衛両家に所持されていた車図には、『九条家車図』の第二図とその説明書きとが載せられていたと判断できるのである。

さらに、道嗣は「上白御車、撰録時召之」と書いた押紙を網代車の傍に付すべきだ、と述べているが、この絵様は

『九条家車図』第五図のことだと考えられる。つまり、両家に所持される車図は、少なくとも『九条家車図』の第二図と第五図を含んでおり、第二図については説明書きの存在も知られることになる。また、道嗣が両車図にとつての同一の祖本を想定する根拠となった「御奥書」とは、「御」の文字を冠していることから、道嗣の曩祖である近衛家実の関与を示す『九条家車図』第七図の説明書きの末尾にある「承元三年十一月、御春日詣之時注之」という文言のことだと考えられる。なお、これを奥書と呼んでいることから、少なくとも近衛家の本はここで終わっていた可能性が高いだろう。

以上の検討から、至徳二年を六年余り遡る時点で、洞院・近衛の両家には、今日の『九条家車図』と共通する内容を持つ牛車絵図が伝存していたことが明らかになった。至徳二年、九条家に存在した『九条家車図』が書写された時点で、『九条家車図』に収められた内容の多くは、他家にも伝えられていたのである。

それでは、南北朝時代後期に、少なくとも九条・洞院・近衛の三家に所蔵されていたこの牛車絵図はどのような来歴を持つものであったのだろうか。『車輿等書』のなかには、公定の所持する本に即してこの問題を明らかにするための重要な史料が二点存在している。そこで、つぎにこの二点（史料一、二）について詳しく見ていくことにしたい。

【史料一】檳榔庇車説明書き（前欠）並びに洞院公賢識語（中右記抜書等 八枚）のうち

（前欠）

袖内横縁下黒漆 在子地、押紙

袖内横縁 菱釘各四、

御簾 蘇芳、編糸紫、七緒、緑錦如檳榔、

小簾四枚 四緒、懸緒八筋、色櫛目、長各二尺、

御下簾如檳榔、

(鷹司基忠、
円光院御筆也、)
弘安十年冬比、以細工所預頼遠本書之、

元徳三年八月比、諸家車文以下有可尋聞之志、仍撰家事、先尋(鷹司冬教)申博陸之処、被借送一巻図、自殿上人至大麓之時
乗用図、(有六形)尤有輿、而年来所持古図(基房)為松殿之本之由、比校之処、大概無相違、(座籍少々有)但殿上人之時図者、所持
本無之、仍写続加之、又唐車図者、彼本無之、(洞院実泰)只輿所注之子細許也、凡每車被注其子細、尤簡要也、(皆円光院權閤自筆也、)於所持者、
更無此注也、尤可秘藏、敢不可免外見而已、

この史料は、前欠で、一紙のみの断簡であるが、「…以細工所預頼遠本書之、」までの部分と「元徳三年八月比…」以下の部分に分かれている。ただし、前後は同筆のように見える。

『車輿等書』は、洞院家に集積された史料なので、「元徳三年八月比…」で始まる識語は、元徳三年（一三三一）当時の同家の当主公賢（公定の祖父）の手になる可能性が高い。そのうえ、同年八月一五日に公賢の息実夏が左少将に任じられており、これに伴って牛車を整備（製作または修理）するため、車文以下の調査を行なったと考えることができる。さらに、筆跡に注目しても公賢の手になるものとみてよさそうである。

つまり、公賢は以下のように述べたのである。元徳三年八月ころ、諸家の車文のことなどを尋ねようと思ひ立った。そこで撰閤家のことについて、まず閤白鷹司冬教に尋ねたところ、一巻の図を貸与してくれた。それは、殿上人から大麓（撰閤）に至る各時点で乗用する牛車を描いた六図を収めており、非常に興味深いものであった。以前から自家にある「古図」（松殿基房の周辺の本であると父実泰が外題に記したもの）と比べてみたところ、ほとんど違いはなかった（順番は若干異なっている）。ただし、殿上人の時の図は「古図」に見えていなかった。そこで、これを写して「古図」に継ぎ加えた。また、冬教の本には唐車の図はなく、巻末に説明書きのようなものを載せるだけであった。

この本は、すべての車ごとに説明書き（鷹司基忠筆）があり、非常によくまとめられている。「古図」にはこの説明書きは全く記されていないかった。秘蔵すべきもので、他見は許してはならない、ということである。

この識語は書写の経緯を記した奥書だと解されるので、その直前に位置する「弘安十年冬比、以細工所預頼遠本書之、⁽²¹⁾」という文言は、冬教の祖父基忠が弘安十年（一二八七）冬に細工所預頼遠の所持する牛車絵図を書写した際の識語で、本奥書ということになる。ここにいる細工所は、撰闋家のそれだが、院細工所が牛車の調進を担当していた所見があり、撰闋家においても同様であったと思われる。細工所の実質的な責任者である預のもとに、牛車造進のための資料としての絵図や関連する記録が集積されていたことは理解しやすい。

頼遠は、正応元年（一二八八）十月、鷹司兼忠（基忠の養子で実弟）の任内大臣の大饗時に五位の家司として奉仕した「頼遠朝臣」⁽²²⁾であろう。「尊卑分脈」紀氏系図によれば、行継（本名伊継）⁽²³⁾の息で、父の従兄弟行連の養子となっていた。行連には、「岡屋殿家司・近衛殿家司」との注記があり、近衛家の家司であったことが知られる。また、実父行継は、『撰闋詔宣下類聚』所収「平時基記」寛元五年（一二四七）正月二十八日条によると、近衛兼経の撰政氏長者就任時に細工所預に任ぜられたことが確かめられる。曾祖父頼継も「鴨居殿民部大夫」（『尊卑分脈』）と称された近衛家実の家司であった。つまり、頼遠は代々近衛家の家司を務める家の出身で、近衛・鷹司両家兼参の家司として、細工所預になったものと思われる。

さて、三行だけ残っている牛車の説明書きを鷹司冬教の所持する牛車絵図の最末尾の部分だと考えたが、いままし詳細に検討してみたい。公賢の識語によれば、冬教の所持した牛車絵図の奥には、唐車について注した「子細」が載せられていたことがわかり、この三行が唐車についての説明書きということになるはずである。ところが、この文言は、『九条家車図』第八図の説明書きに相当する⑩のうち、近衛家実が嘉禎三年（一二三三）兵仗拝賀の際に用いた

檳榔庇車についての注文の一部とほぼ一致している。つまり、唐車の説明書きではなく、檳榔庇車の説明書きだったのである。

すなわち、冬教の所持していた牛車絵図の最末尾には檳榔庇車の説明書きが載せられていたということになる。「嘉禎注文」とも呼ばれるこの説明書きは、『車輿等書』や先述の陽明文庫所蔵『車絵』の中にも見出すことができる。そのいずれでも冒頭に「檳榔庇」と記されており、前欠部分にもこの文言が含まれていたはずである。檳榔庇車の絵様や説明書きを父実泰から継承していた公賢が、これを唐車の説明書きだと誤解したとは考えにくいので、これとは別に唐車の説明書きも載せられていたとみてよい。公賢は自らの所持する「古図」との比較という観点で識語を加えており、「古図」に載せる唐車図に照応するものとして、唐車の説明書きにだけ言及したのであろう。以上から、「輿所注之子細」には、唐車だけでなく檳榔庇車についても記述があったということになる。

檳榔庇車の説明書きについていま一つ注意しておきたいのは、『車絵』に載せられるその出所が「御車記鴨居殿預本」と記されていることである。鴨居殿預の所持していた「御車記」は、先にみたところを鑑みれば、頼遠に継承されていたと考えられる。だとすれば、頼遠の手許にあったものは、「御車記」等の記録から関連記事を抄出して牛車絵図の末尾に貼り継ぐことで増補を果たした本であったとみることができよう。以上の検討から、三行だけ残っている説明書きは増補部分であり、そこからは冬教の所持していた牛車絵図がどのような本であったかを窺うことは出ず、公賢の識語による以外にはないことになる。

公賢の識語によると、冬教の牛車絵図は、昇殿から撰関の時に乗用する車の図六形（六つの絵様）からなるという。これは、『九条家車図』の第一図から第六図にあたると考えられる。つまり、この牛車絵図は、第一図から第六図とそれぞれの説明書きがついたもの、および第七図・第八図はないものの、それらに伴うべき唐車と檳榔庇車の説明書

きが収められていたのである。一方、公賢の所持していた「古図」は、説明書きを有さず、第二図から第七図の絵様のみを載せるものであった。絵様だけに注目すれば、両者はそれぞれ六図からなり、うち『九条家車図』の第二図から第六図に相当する部分が共通していたわけである。ただし「座籍少々相替事」とあるので、その配列は異なっていたようだ。

そして、史料一に見える公定の所持していた車図には説明書きがあると判断されるため、公賢は「古図」(『九条家車図』第二図から第七図)に、鷹司冬教が所持していた本から、殿上人の時の図(『九条家車図』第一図)と全図におよび説明書きを転写して加えたのであろう。つまり、公賢が加筆を行ったことで、洞院家所蔵の撰関家乗用の牛車の絵様を収める一卷は、『九条家車図』第二図から第七図に相当する絵様を収め、各図に説明書き(および檳榔庇車の説明書き)を伴うものとなったわけである。

つぎに掲げる書状は、公賢の所持した「古図」にかかわると思しきものである。

【史料三】二一条兼基書状(書出光明照院末ニ開毛車ト記シ車ノ図アルモノ一卷)のうち

(端裏切封)
「(巻封)」

車図一卷賜候了、是ハ所持同物候、寸法も大略無相違体候、若同本候歟、但是にハ輦・唐車・一門殿上人時乗用車等絵様等不載候けり、

抑檳榔庇号雨盾
称庇車、図先度注進物、故(以下、第二紙)
一禅閣文永乗用候、件度記録下簾纏不候之由注候、而古絵図纏候歟、用捨不

審候、仙洞御車絵様、大略無相違候、如此事沙汰付少々ハ細工所誤も候らむと覚候、松殿絵様共心懸候か撰失候

之間、未散不審候、明春開文庫心静可撰試候、東山禅閣車絵様候、是も候やらむと覚候、(九条道家)
(以下、第三紙)日来ハ強ニ是までの

用捨に不及候か、以次所得候了、他事併期後信候、謹言、

十一月十四日

(二条兼基)
(花押)

これは、目下に据えられた花押から二条兼基の差出した書状であったことがわかる。「車輿等書」のなかには、ほかにも牛車絵図に言及する兼基の書状(中欠)一通、洞院実泰と兼基との勘返状二通が含まれており、これも実泰に充てられたものと考えてよい。旧稿②において論じたように、正安元年(一二九九)六月、洞院公守の太政大臣就任に際して檳榔庇車を準備するため、息実泰は「洞院家太政大臣車絵」とも呼ぶべき「車絵」を制作した。兼基は当時の摂政(のち関白)で、公守の後に太政大臣に列しており、牛車ないしは牛車絵図について質すにふさわしい相手の一人であったと考えられる。そして、この書状は、実泰が兼基に自ら所持の牛車絵図を送り、兼基の手許にあるそれとの比較を依頼した件に対する回答であった。

実泰所持の牛車絵図と兼基所持の牛車絵図とは、寸法まで含めてほとんど相違がなく、兼基は親本が同一であった可能性を指摘している。ただし、実泰所持のものには、輦・唐車・一門の殿上人の時に乗用する車の絵様が含まれていないという。すなわち、実泰所持の本には『九条家車図』第二図から第六図に相当するものが収められ、兼基所持の本には、加えて第一図と第七図、および輦の絵様が収められていたのであろう。

また、兼基はこれ以前に、故禅閣こと祖父二条良実が文永初年に関白(同二年四月から前関白)であった際に使用した檳榔庇車の図を実泰に送っており、牛車絵図について何度かやりとりを重ねていたことがわかる。実泰は、檳榔庇車の下簾の繡の有無を尋ねた⁽²⁵⁾らしく、兼基は記録に基づいて、良実乗用の車にはなかったと答えている。ただし、「古絵図」にはそれがあろうようで、院の許にある絵様も同様だと述べる。結局、有無は不明だが、細工所の誤りもあるうから、何とも言えないのではないか。来春、文庫(おそらく、二条家のそれではなく、氏長者が管領する撰閲家の文庫)を開いた時に、「松殿絵様」や「東山禅閣車絵様」を探して確認してみよう。普段はこんなところまでは気

にしないが、お尋ねいただいたので、当方も勉強になった、といつて書状を結んでいる。

つまり、この書状が書かれた一三世紀最末（鎌倉時代後期）には、若干の差異を有しながら親本を同じくすると思われる卷子装の牛車絵図が、洞院・二条の両家に所蔵されていたということになる。洞院家所蔵の本が説明書きを有するに至ったのは公賢の増補の結果なので、この時点では絵様のみの本であったと考えられる。兼基も両者の相違点として説明書きの有無について述べておらず、二条家所蔵の本も絵様のみの本であったに違いない。

この書状からは同時に、檳榔庇車の絵様として、「故禅閣文永乗用」の絵様・「仙洞御車絵」・「松殿絵様」・「東山禅閣車絵様」の四点が存在していたことが知られる。なお、檳榔庇車の絵様については、ほかに、旧稿②で詳しく検討した『車輿等書』所収の実泰充て西園寺公衡書状から、「建長図」（近衛兼経所用の車の絵様）・「東山」図（東山禅閣車絵様）と同じものだろう）・「当家図」（西園寺実氏所用の車の絵様）の三点が西園寺家に所蔵されていたことが確かめられる。

ここまでの検討から、洞院公定が所持していた牛車絵図は、実泰が入手した「古図」を公賢が鷹司冬教の所持する本で増補したものであり、今日の『九条家車図』とはほぼ同じ内容を有するものであることが明らかとなった。同時に、撰関家各家に少なからぬ数の牛車の絵様が所蔵されており、鎌倉時代以来の洞院家による調査・収集の対象になっていたことも知ることができた。

第三章 『九条家車図』の成立

前章で見たように、牛車に関する多様な情報は、各家それぞれに集積されていたのみならず、今日の『九条家車

図』と内容の共通する撰関家乗用の複数の牛車の絵様を載せる一巻は、鎌倉中後期以後、分立した撰関家各家（現時点で所見が検出できないのは一条家のみ）および洞院家に所在していた（檳榔鹿車のみ）の絵様であれば、西園寺家も所蔵していた）。そして、これらと比較した人物の証言によると、いずれも祖本を同じくしながら、若干の相違を持つものになっていったようである。『九条家車図』もそのバリエーションの一つと位置付けることができよう。

しかしながら、これらに共通する祖本はいかなるもので、どのような経緯によってバリエーションが派生し、今日の『九条家車図』の成立に至ったかを全面的に解明することは、史料的な制約からほとんど不可能である。そこで、今後の研究のたたき台となることを期して、ここまでに掲げた史料を組み合わせて、できる限り整合的に解釈を行い、一つの試案を提示してみたいと思う。

まず、共通の祖本について検討しよう。先に見たとおり、『九条家車図』類似の車図は、近衛・鷹司・二条・洞院の各家に所蔵されていた（これらを便宜上、以下、近衛本のように呼ぶことにする）。このうち洞院本のみは当初の『九条家車図』の第一図に相当する絵様を欠いていたが、第二図から第六図に相当する絵様はすべての本に共通していた。おそらく、洞院本はたまたま第一図が欠落していただけなので、本来は、第一図から第六図に至る六点の絵様をまとめたものが基層をなす本であったと考えられる。これは、第一章で確認した第一図から第六図と第七図・第八図とが描写の視角を異にしているということと合致する。

それと同時に注意しておきたいのは、すべての本に共通するのは絵様のみだということである。すなわち、洞院本が説明書きを載せるようになったのは、洞院公賢が鷹司本によって増補したためであり、それ以前は絵様のみの一巻であった。さらに、二条本も絵様のみであった可能性が高い。絵様のみの本と絵様と説明書きとを載せる本とが存在し、双方の絵様が一致していたとすれば、書写の過程でわざわざ説明書きを削除するとは思えないので、その共通祖

本は絵様のみであったと考えるべきであろう。

それでは、『九条家車図』の説明書きはいづ誰によって加えられたのであろうか。第六図のつぎに載せる奥書に、元久三年に絵師定順が「御本」を「写」したという記述とともに、近衛家家司の三善信成が「注進」したことが載せられている。絵様については「写」の文字が用いられ、親本の存在も明示されているのに対し、信成の手になる説明書きについて「注進」の語が選ばれていることから、親本から書写したのではなく、信成が複数の文献を勘案してまとめたものである、という含意を汲み取ることもできよう。信成は、文殿衆であったことが知られており、その任にふさわしいといえる。つまり、説明書きは元久三年にはじめて加えられたと考えられるわけである。信成が注進した相手は近衛家実であったから、以後、近衛家には説明書きを有する本が伝存したはずで、道嗣に至っている本がそれであろう。

そして、絵師定順が写したものの親本は「御本」と呼ばれており、家実が貸し与えたものと判断できるので、基通以前の撰関家において乗用された牛車の絵様をまとめたものとみるべきである。おそらく平安時代末期の忠実・忠通の段階に成立したもので、つまり撰関家が分立する以前の絵様だったのであろう。

さらに、公賢の記すところによれば、父実泰が『九条家車図』の第一図から第七図までの絵様だけからなる「古図」に、「松殿切之本」であるという外題を加えていたという。また、二条兼基も「松殿絵様」と称される檳榔庇車の絵様（ないしは檳榔庇車の絵様を含む牛車絵図）が、自らが撰関として管領する文庫に伝存することを述べている。⁽²⁸⁾ それらから判断すると、撰関家乗用の牛車の絵様の編集あるいは伝来に松殿基房が何らかのかたちで関与していたことは確実だと思われる。基房は、有職にすぐれ、儀式作法におけるその説は「松殿仰」「松殿説」として九条流のみならず、近衛流でも尊重されており、忠実・忠通の段階に成立した絵様をまとめた六図が、近衛流に独占されること⁽²⁹⁾

なく九条流にも広まった契機として、基房の関与を想定することができそうである。そのように考えると、この絵様が近衛流・九条流の双方に伝わり、利用されていたことが無理なく理解できる。さすれば、『九条家車図』の中核をなすといつてよい第一図から第六図の絵様を持つものであり、それはまさしく『撰家車絵様』とでも称すべきものであったといえよう。

つぎに、鎌倉時代初期には六点の絵様だけからなっていた『撰家車絵様』とも呼ぶべき共通祖本が、どのようにしてバリエーションを派生させながら、『九条家車図』の成立に向かったのかを可能な限り跡付けておこう。

まず、近衛家では、元久三年、家実の命によって三善信成が説明書きを加えた本が作成されたと考え得ることを先にみた。つづいて、その末尾に『九条家車図』の第七図の説明書き、つまり承元三年家実が撰関初任の春日詣を行った際に記された唐車に関する説明書きが貼り継がれていたと考えられる。また、近衛家には家実が絵師定順に貸与した「御本」、つまり説明書きの加えられていない六図の絵様のみの本も存在していたはずである。

ついで、鷹司家では、第一図から第六図までの絵様と説明書きを有する近衛本に、唐車と檳榔庇車の説明書きを加えた細工所預の所持本を鷹司基忠が弘安十年に書写している。

一方、二条家では、六点の絵様に二点の絵様を増補して八点の絵様を収めるものにしていたことが知られる。一点は『九条家車図』第七図であり、いま一点は輦の図であった。二条本は説明書きを有しておらず、そこに載せる輦の図が『九条家車図』に収められていないことから同本は『九条家車図』につながる本ではなかったということになるだろう。

最後に、前章の検討に基づいて洞院家についてもまとめておこう。洞院家では、二度にわたって増補が行われたと考えられる。実泰が二条兼基に二条本との比較を依頼した時点では、洞院本は『九条家車図』第二図から第六図まで

の五点の絵様のみを有するものであったが、実泰の入手にかかる「古図」だと公賢が認識していた時点では、これに『九条家車図』第七図が加わっていた（一度目の増補）。実泰が兼基からこの図を入手したとすれば、第一図も同時に加えられたはずなので、実泰は他所から第七図のみを入手したのである。二度目の増補は、公賢が鷹司本から説明書きを転写して加えたことである。これによって、『九条家車図』の第一図から第七図のすべてに説明書きを載せた洞院本が成立したのである。

さらに、ここまでの各バリエーションのいずれにも含まれていない第八図の尼眉車の絵様については、『玉藻』嘉禎三年三月二八日条に見える、九条道家と近衛家実とが牛車について談じた記事が注目される。それによれば、家実には「檳榔庇無絵図、以保延八幡指図、見記、大概造之、」と述べている。檳榔庇車の図を持っていないので、忠実が保延五年に石清水八幡宮に参詣した際に乗用した牛車の図を参考にして造立したという。ここでいう「保延八幡指図」の絵様は、第一章の内容検討の際に触れたとおり、『車輿等書』に収められており、第八図と非常によく似ている。すなわち、家実の手許には第八図の原型になり得る図が存在していたわけである。『九条家車図』において、第八図の次に存在するのが嘉禎三年の家実の兵仗拝賀に際して乗用した檳榔庇車の使用例であることを勘案すれば、第八図の原型は近衛家に伝来していた「保延八幡指図」だといえるだろう。第七図については、鷹司本に写されており、いつの時点で貼り継がれたか、あるいは貼り継がれなかったのかは不明であるが、承元三年春日参詣の家実乗用の牛車を描いたものとして近衛家に存在していたと考えられる。要するに、近衛家には増補すべき素材が家実によって揃えられていたのである。

以上の検討から、鎌倉末期の時点で、少なくとも近衛・鷹司・洞院の三家には、数葉を加えれば『九条家車図』になる牛車絵図が存在していたことになる。それがいつ誰によって加えられたのか、さらに九条家がいつどのような牛

車絵図を入手し、いかなる増補を加えたのか、あるいは加えなかったのか、といった問題は、残念ながら明らかになることができない。しかしながら、鎌倉時代初期に存在した六点の絵様だけからなる『撰家車絵様』とも呼ぶべき牛車絵図が、増補を重ねられて『九条家車図』の成立に向かうにあたっては、近衛家実が大きな役割を果たしたことはほぼ確実である。さらに、松殿基房の関与により、早い段階での絵様の収集と諸家への伝播が促された。そして各家の状況を把握して編纂を試みた洞院実泰・公賢父子の活動により、各家に似通った牛車絵図が蔵されるに至った可能性を指摘できるのである。

結局、『九条家車図』とは、忠実・忠通の段階で存在した『撰家車絵様』とも呼ぶべき六点の絵様に、主として近衛家実の必要によって作成された資料が組み合わされて成立したものであったといえるのである。⁽³⁰⁾

おわりに

本稿では、『九条家車図』の構成と内容について検討し、成立過程に関する試案を提示した。それを踏まえれば、『九条家車図』という名称は適当ではなく、『撰家車図』ないしは『撰家車絵図』と呼ぶべきものであり、同図の基本的な性格は、従来考えられていた「主として鎌倉時代に九条家で乗用された牛車を図示したもの」ではなく、「平安時代以来撰閑家で乗用された牛車を図示したものに、鎌倉時代前期に近衛家で制作（或いは古図を書写）した牛車絵図を増補したもの」だったということになる。そして、『九条家車図』という名称が生じたのは、この牛車絵図が至徳二年に書写された際、用いられた親本が九条経教の所持本であったという一点によったものである。⁽³¹⁾

至徳年間、南北朝の動乱が終焉に近づき、将軍足利義満の後援のもと、二条良基を中心に朝儀の復興がはかられ

ていた時期であった。⁽³²⁾牛車絵図の制作や書写がなされるということは、牛車製作の準備作業であった可能性も高い。しかしながら、撰関家乗用の牛車を描いた図を入手し、これを参看して牛車を製作させる人物は自ずから限られるはずである。この時期にあって最高級の牛車の新造を行う人物としては、その傑出した財力もあわせて考慮すれば、これより先准三宮となり、撰関家と同格、後には院に准じた容儀を備えつつあった義満こそ最もふさわしいように思われる。義満と牛車との関わりは、今後、追究すべき問題の一つだといえる。⁽³³⁾

また、鎌倉時代末期には少なくとも近衛・鷹司・二条・洞院の四家に『九条家車図』類似の牛車絵図が所蔵されていたのであるが、南北朝の動乱のなかで焼失あるいは散逸したのもあったに違いない。同時に、この間に転写されたものもあったかも知れない。そして、第二章で検討した史料一にみたごとく、康暦元年には近衛・洞院の両家にも『九条家車図』類似の牛車絵図が存在していたのである。かかる状況において九条経教の所持本が選択されたのは、偶然であった可能性が高いだろう。

最後に、前稿(旧稿②)とのかかわりでいえば、本稿においても、牛車絵図の制作・伝来のなかで洞院家の果たした役割に注目する必要が再確認されたといえる。前稿の成果をあわせみると、洞院家では『撰家車図』『洞院家車図』について収集あるいは制作を行っていたこと、および『車輿等書』のうちに『西園寺家車図』に載せる絵様三点が収められていることから、西園寺家乗用の牛車の絵様も収集していたことが明らかになったのである。同家は、後世に『洞院六巻部類』および『洞院廿巻部類』と呼ばれることになる様々な部類記や『尊卑分脈』等に結実する多様かつ膨大な史料を集積して整理を施しており、⁽³⁴⁾牛車絵図の収集・制作も、そのような活動の一環をなすものであったと位置づけることができる。

そして、洞院家における牛車絵図の収集・制作については、前稿以来しばしば利用してきた『車輿等書』について、

絵本として研究を行う必要があることが確認された。同書を研究することは、鎌倉・南北朝時代において正確な牛車絵図を制作するための資料（先行する絵様、関連する記録）の入手の様相を説明することである。貴族間の交流あるいは知識の秘匿と公開について考えることで、貴族社会の一面面を浮き彫りにする素材ともなりうる。問題を牛車絵図に限定しても、そのなかから『洞院家車図』を復原することが可能になるものと思われる。

また、本稿の検討の過程で、『春日権現験記絵』が、牛車について乗用主や場面に応じて的確で精緻な描写を行っていたことが明らかになった。これは、その制作の注文主であった西園寺家に蓄積されていた牛車絵図が利用できたためではないかと考えられる。すると、洞院家が制作に関与したことが推定されている『石山寺縁起』についても、牛車の描写のありようが注意されるところであり、『車輿等書』とあわせみるべきであろう。

課題は山積している。後考を期したい。

注

- (1) 徳仁親王・木村真美子『西園寺家車図』諸本の研究―附、宮内庁書陵部所蔵九条本『西園寺家車図』翻刻―『学習院大学史料館紀要』一一号、二〇〇一年。以下、旧稿①とする。同「忘れられた車図―陽明文庫所蔵『納言大將軍絵様』および『車絵』について―」『学習院大学史料館紀要』一二号、二〇〇三年。以下、旧稿②とする。
- (2) 家格と官位の相関については、例えば百瀬今朝雄『弘安書札礼の研究』（東京大学出版会、二〇〇〇年）が、書札礼などを中心に検討している。
- (3) 近世に製作された牛車として、京都御所に二台（現在も葵祭の際に利用されている）、京都市上京区の御霊神社に一台が現存している。また、風俗博物館には、御霊神社の牛車を忠実に再現した一台が蔵されている。
- (4) 東京国立博物館研究報告書『古画類聚』本文篇（毎日新聞社、一九九〇年）。
- (5) なお、「礼儀類典」所収のものは、第六図の説明書

きの次にこの識語を載せている。

- (6) 文の車については、『蛙抄』(東京大学史料編纂所蔵徳大寺本による)車輿部(以下、本稿で『蛙抄』)というときは、すべて車輿部をさす)に「殿上人網代車、俗号之文車、四位五位中将少将及侍従外衛督佐等用之、」とある。なお、『輿車図考』文車の項も参照。『輿車図考附図』に見えている文車のなかの一台は、『九条家車図』第一図を元図として描いたものであろう。
- (7) 写本によって袖に千鳥が描かれているものといないものがある。なお、描かれた文様の呼称については沼田頼輔『日本紋章学』(明治書院、一九二六年)、『国史大辞典』四(吉川弘文館、一九八五年)牛車の項(鈴木敬三執筆)等も参照した。
- (8) 『公卿補任』延応元年条、忠家の項。
- (9) 『群書類従』雑部二八。
- (10) 『続群書類従』雑部三三上。
- (11) 『群書類従』雑部二七。
- (12) 『桃花葉』網代車の項にも、「執政之時、称網代始召具布衣隨身時用之、」とあり、後掲史料一と同文が載せられている。さらに、「網代、褻時召之、」ともある。
- (13) 『門室有職抄』では、網代庇車の庇は「如四方輿ノ」

とする。四方輿については、『蛙抄』に「棟之躰真俗相替、俗庵形、僧如雨盾、」とあり、屋根に庵形と尼盾形の両様あったことがわかる。なお、『輿車図考附図』に「網代廂車」として掲げられている牛車は、「上白車」だとみられる。

- (14) 『群書類従』装束部八。

(15) 三善信成は、『玉葉』寿永三年二月二八日条に「(藤原基通)撰政以外記大夫信成爲使、被通頼朝之許云々、」とあり、『猪隈閑白記』建久八年十月二一日条には基通の春日詣の無事を祈る三社奉幣に際して告文を清書した人物として「散位信成文殿衆」と見えている。

(16) 『猪隈閑白記』元久三年四月一六日条に「此日依吉日初乘網代車、半部車也、非新車、加修理之車也、」とある。

(17) 前注(7)『国史大辞典』四、牛車の項別刷図版「檀榔廂の車」(解説・鈴木敬三)を参照。

(18) 旧稿②本文第二章の(二)および注(19)、(21)も参照。なお、保延五年の忠実の八幡・賀茂への参詣記事は、『台記』の抄出であることを記すが、『増補史料大成』には収載されておらず、逸文である。

(19) 旧稿①注(9)、旧稿②注(2)等を参照。

- (20) 『公卿補任』建武四年条、実夏の項。
- (21) 『後鳥羽院宸記』建保二年四月九日条、『葉黄記』寛元四年九月二十七日条等。なお、院の細工所については、本郷恵子『中世公家政権の研究』（東京大学出版会、一九九八年）を参照。
- (22) 『勤仲記』正応元年十月二十四日・同二十七日条。
- (23) 『尊卑分脈』紀氏系図に載せられているが、行繼（伊繼）の曾祖父頼賢が大中臣に改姓したという傍注があり、その後本姓に復したことは見えていない。さらに、『明月記』元久二年正月三十日条に載せる除目聞書に「大中臣伊繼」と見えており、この一族の姓は大中臣であつた可能性が高い。
- (24) 『大日本史料』第五編之二一、宝治元年正月一九日条。
- (25) 下簾の繡については、『玉藻』嘉禎三年三月二十八日条に、道家と前関白近衛家実が檳榔庇車について言談していた際、家実の言として「又下簾繡物、同依晴儀施風流歟、尋常出仕之時、天永にも為常下簾之由見内記、」とあり、道家もこれに賛同したことが見えている。
- (26) 『桃花葉』に『九条家車図』の説明書きと共通する文言が見えること、五撰家の他の四家には所持の所見

があることを合わせ見ると、鎌倉時代に遡って一条家にも所蔵されていた可能性を想定できるだろう。

(27) 前注(15) 参照。

(28) 撰閲家の場合、撰閲あるいは氏長者として管領すべき文庫と、各家個別の文庫の存在を考えるべきであろう。

(29) 細谷勘資「松殿基房の著書と「前関白文書」」（『大坂青山短大国文』一五号、一九九九年）を参照。

(30) ただし、実際に増補の作業を行ったのは、必ずしも近衛家に限られなかった。

(31) 飛鳥井本は外題に『車絵図』と記しており、『九条家車図』とはしていない。『九条家車図』という名称は、飛鳥井本成立以降に付されたものである可能性が高い。ただし、いつからそのような呼称されたかは現時点では不明である。つまり、ここからも『九条家車図』という名称は不適當であるといえよう。近世中期以降に『西園寺家車図』とセットとなったことで、誰かの手によってその名称を与えられ、それが今に定着したものと考えられる。

(32) 新田一郎『太平記の時代』（日本の歴史一一、講談社、二〇〇一年）、桜井英治『室町人の精神』（同一二、講談社、二〇〇一年）、小川剛生『二条良基研究』（笠間

書院、二〇〇五年）を参照。

(33) 義満・義持期の将軍や摂関の牛車の利用については、石原比伊呂「准摂関家としての足利将軍家」『史学雑誌』一一五編二号、二〇〇六年）が御禊行幸時の事例について言及している。

(34) 京都御所東山御文庫所蔵史料中に洞院家旧蔵本が多いことは、旧稿②注（26）でも触れたが、洞院家における記録・文書の集積およびその整理の有り様については、小倉慈司「洞院家旧蔵本と高松宮本」（国立歴史民俗博物館共同研究「高松宮家伝来禁裏本の基礎研究」研究会口頭報告レジュメ、二〇〇三年）、石田実洋「武田科学振興財団杏雨書屋所蔵『兵範記』について」『日本歴史』六七六号、二〇〇四年）を参照。

学習院大学史料館所蔵飛鳥井本『九条家車図』解題および翻刻

学習院大学史料館所蔵飛鳥井本『九条家車図』は、同図の通例として、『西園寺家車図』と一具になっており、ともに平成一四年（二〇〇二）に古書肆から購入された。楮紙二一紙からなる卷子一軸で、縦三三・二糎、横八六四・二糎（本紙の全長）。ねずみを含んだ薄緑地に金茶色で牡丹唐草文様を織り出した緞子表紙で、原表紙のように見えるが、裏打があるので後補になる表紙かも知れない。外題貼紙には「車絵図」とある。また、所載の絵様には彩色が施されている。

奥書によれば、元禄七年（一六九四）に飛鳥井雅豊が、日野弘資から借りた本を書写したものである。本来、飛鳥井家へ伝来したものと思われるが、箱に「昭和十二年一月調／勸修寺家蔵」という印記のあるラベルが貼付されており、勸修寺家を経て巻間に出たことが知られる。

飛鳥井家は、本姓藤原氏で師実公孫の雅経を祖とする堂上羽林家である。雅経の祖父頼輔が蹴鞠に秀で、雅経自身も蹴鞠のみならず和歌にも通じていたことから、代々蹴鞠と和歌を家業とした。書写者の飛鳥井雅豊は、和歌の上手で能書としても知られる雅章の四男で、越前福井藩主松平忠昌の娘を母として、寛文四年（一六六四）に生まれた。

賀茂伝奏を勤め、従二位権中納言に至る。正徳二年（一七一二）に四九歳で没している。

旧稿①を執筆した時点においても、飛鳥井雅豊の書写した本が存在したこと自体は、京都大学総合博物館所蔵勸修寺本『西園寺家車図』の奥書から窺い知ることができたが、現存するの否かは不明であった。

『九条家車図』および『西園寺家車図』は、ともに三〇本以上の伝本が確認されるが、『西園寺家車図』の最古の伝本が、慶長六年（一六〇一）書写で、次に古い伝本が慶長十年書写なのに対し、『九条家車図』には近世前期の書写奥書を有する本を見いだしていない。飛鳥井本『九条家車図』は、書写者および書写年代が明らかかなものの中では現存最古の写本であり、かつ良質な本文をもつものと判断される（本書を見出す以前は、元禄一三年の書写にかかる葉室家旧蔵本が最古の写本であった）。以下に全文翻刻を掲げる。

〔凡例〕

- 一、適宜、読点（、）を加えた。
- 一、校訂注は原本の文字に置き換えるべきものは（ ）、参考または説明のためのものは（ ）で括った。
- 一、人名については傍注を施した。
- 一、紙継目は、行末に「」を付して示し、紙面の始めに当たる行頭に（編）の如く標示した。



〔表紙外題〕
〔車絵図〕

(第1紙) 此車絵様等、自九条前関白經教公、
被借送、仍写留之、彼家車躰歟、

至徳二年十一月三日

(第2紙)
(第一図)

侍従中少将時召之、

(第3紙) 網代、上飛散千鳥、
立板、千鳥、

袖物見通透乱文、

同下
千鳥、

物見 紺青地、白千鳥、蟹甲、金銅千鳥、

御簾 五緒、編糸、村讀、紫革、小革、蝶小鳥、
平手見押之、革前金物入之、裏白綾、

上巻組六筋 長各一丈三尺、
青匂、若青紫匂、
鎌尺定、

引手組四筋 長各三尺六寸、
ハン紫匂、
鎌尺定、

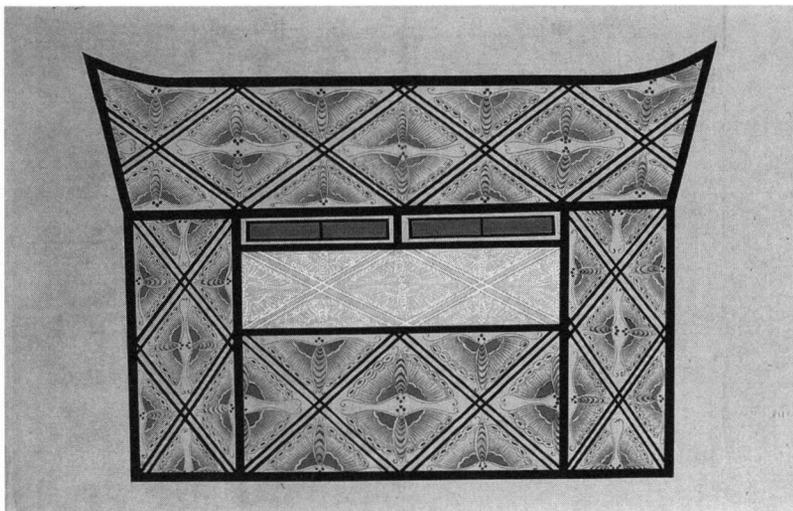
立板物見内押綾 和絵、山水、木立、泥絵也、

同縁錦四尺

棟結茜糸四両 四組、長三尺九寸、
鎌尺定、

下張 色々色紙、

袖内龜甲 押色々色紙、



御座 小文高麗緑、国延、

金物 如常、但雨皮付金物、入蒜総
如殿上人、総前三打之、

(第4紙)
(第二図)

(第5紙)
公卿時召之、

網代 白網代、以漆書蝶、
〔畫、下同シ〕

物見 紺青地、白蝶、丸蟹甲、

立板物見内 押綾、絵如先々、

縁錦同

御簾 五緒、編糸村濃、藍革、邊文三蝶、
無革前金物、

引手組四筋長如先、

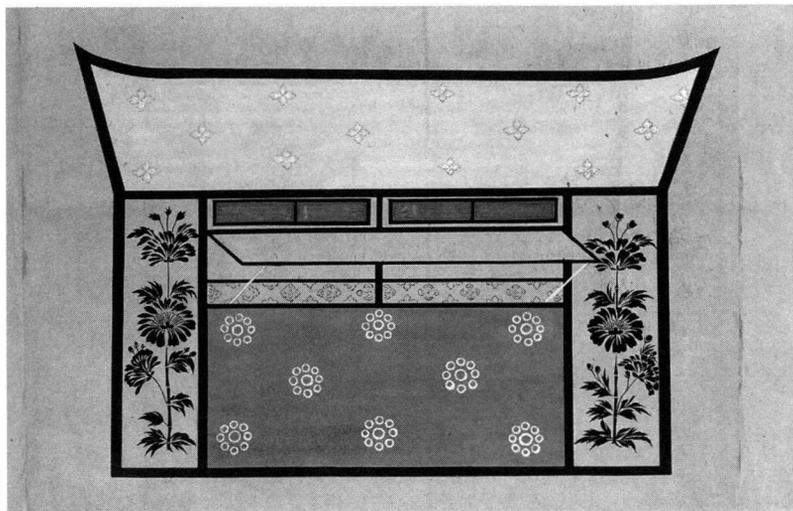
棟通 如普通、

下張 白色紙、散白薄、

御座 如先々、

御榻 金物塗籠、

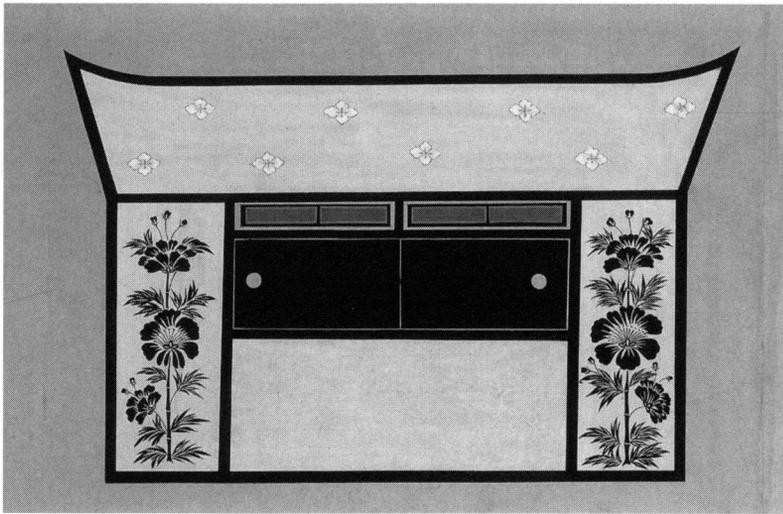
(第6紙)
(第三図)



第三図



第四図



(第7紙)

(第四圖)

(第8紙) 違物見御車 同時召之、

網代、袖牡丹、蝶、上并立板、大八葉、已上染網代、

御簾 編糸、村濃、藍革、如常、裏、如常、

物見立板 黒漆、

金物 如常、外金物大臣以前不打云々、

下張 白色紙、散白薄、

御座 如常、

御榻金物 散物也、

(第9紙)

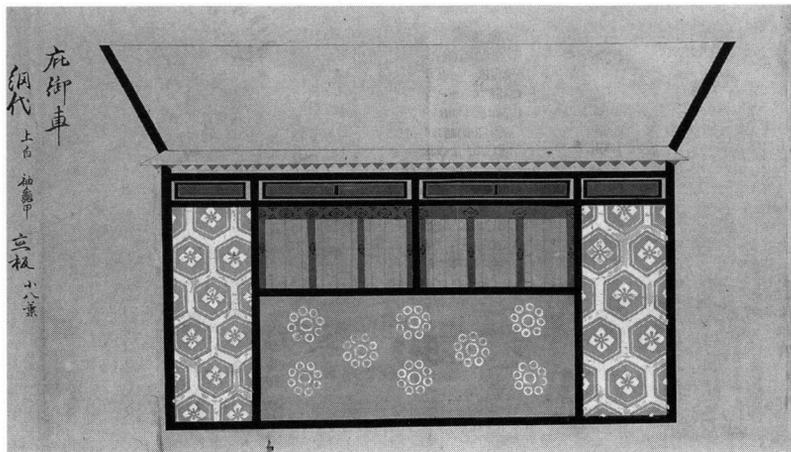
(第五圖)

(第10紙) 上白御車

網代 上白、袖 白網代、書牡丹、立板 大八葉、

御簾 編糸、薄賣、藍革、裏 白綾、

下張 白色紙、散白薄、



庇御車
網代 上白 袖亀甲 立板 小八葉

金物 外金物

御座 如常

御榻金物 散物

(第11紙)

(第六図)

(第12紙)
庇御車

網代 上白、袖亀甲、立板 小八葉、

御簾 薄青糸、藍革、五緒、裏白綾

小簾 面青地錦緑、裏、白綾、懸緒組八筋、

物見 外御簾形、内絵、

立板内 押綾、絵如常、

同縁錦

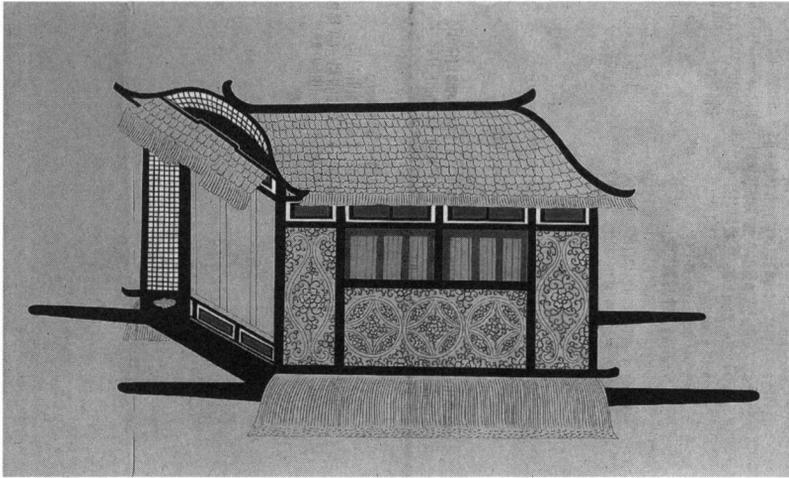
金物 外金物、但開戸金物并雨皮付鐵、散物也、

下張 白色紙、散白薄、

御座 如常

御榻金物 散物

元久三年四月、賜御本写之、絵師定順



外記大夫三善信成注進之、

(第13紙)

(第七図)

(第14紙)

(第七図つづき)

(第15紙)

唐御車 普通定、

上葺 檳榔、

廂并腰総檳榔、

立板外 緑色、

同内 押綾、書唐絵、緑錦、

袖外 緑色、

物見 落入、外御簾形、内押綾、絵、緑、錦、

御簾 裏綾紫、

一一一 編糸紫、七緒、緑錦、如檳榔御簾、

小簾四枚 裏綾同、

蘇芳、編糸同、四緒、緑錦同、

一一一 長各一尺、

金物 外金物、開戸皆黄金物、下張 白色紙、散薄、

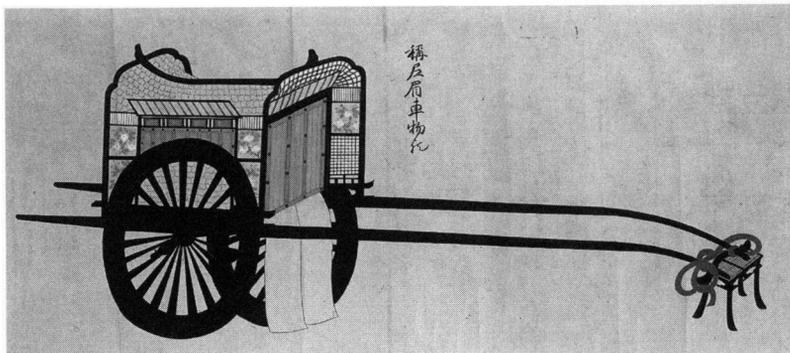
御座 京筵、緑縹縹、裏皆絹、上廂結絹、

一一一 入角黄金物、

御下簾 蘇芳、浮線綾、以色々糸縫唐草小鳥、

筒貫、牽尻金物、

或普通蘇芳下簾用之、



(第16紙)

一一一鞆 一一一総、或無之

綱白如常、或打交、唐綾、在綱志部、

御雨皮 張筵如常、

一一一葺并廂総等、用白糸、其上打金物、丸文、袖

以金銅透之、立板外打金物、付風流居玉と綱

打交 唐綾、在綱志部

承元三年十一月、御春日詣之時注之、

(第17紙)

(絵图中ノ書ハミ)

「称尼肩車物歟、」

(第八図)

(第18紙)

(第八図つづき)

(第19紙)

檳榔庇 大殿御時召之、

御車内黒漆 在金物、

物見外上連子

垂木塗朱

物見縁黒漆 在金物、菱

物見下檳榔毛

袖横縁上唐草 横縁、本定、彫透之、緑色、

袖下同、綵色、地押金物

袖内模縁〔横、下同シ〕下黒漆在子地、押紙 袖内模縁菱打各四、

御簾 蘇芳、編糸紫、七緒、縁錦如檳榔、裏綾紫、

小簾四枚 四緒、懸緒八筋、長叁尺、色雜句

御下簾 如檳榔、 廂結細美布

高欄如例 在金物、 御榻如常在金物、

御置縁纏緇 京筵、 開戸 黄金物、

嘉禎三年三月廿六日、猪隈 兵仗 大殿御慶申召之、
〔近衛家史〕

〔朱書〕
〔台記 保延五年十月、八幡・賀茂詣日、有繪様、〕

檳榔庇 御車内黒漆 在金物

垂木塗朱 物見外上連子

物見縁黒漆 在金物、
中菱釘 物見下檳榔毛

袖横縁上唐草 采色、彫透之、 袖下同、采色、地押金薄

袖内横縁下黒漆 有子地、押紙 袖内横縁 菱釘 各四、

簾塗白緑、縁青地錦 牡丹 文 下簾青下濃

文雲鶴 縫菊折 枝

高欄如例 在金物、 車輿縛緒白生絹 下結 白布

(第21紙)

棟木 革崎 富尾

軸 轄 頸木

已上木口各入透金物、

榻如例在金物 豊国筵、縁高麗

〔本奥書〕
申出官本写之、莫許

外見矣、

寛文二年七月中澣

正二位弘資(日野)

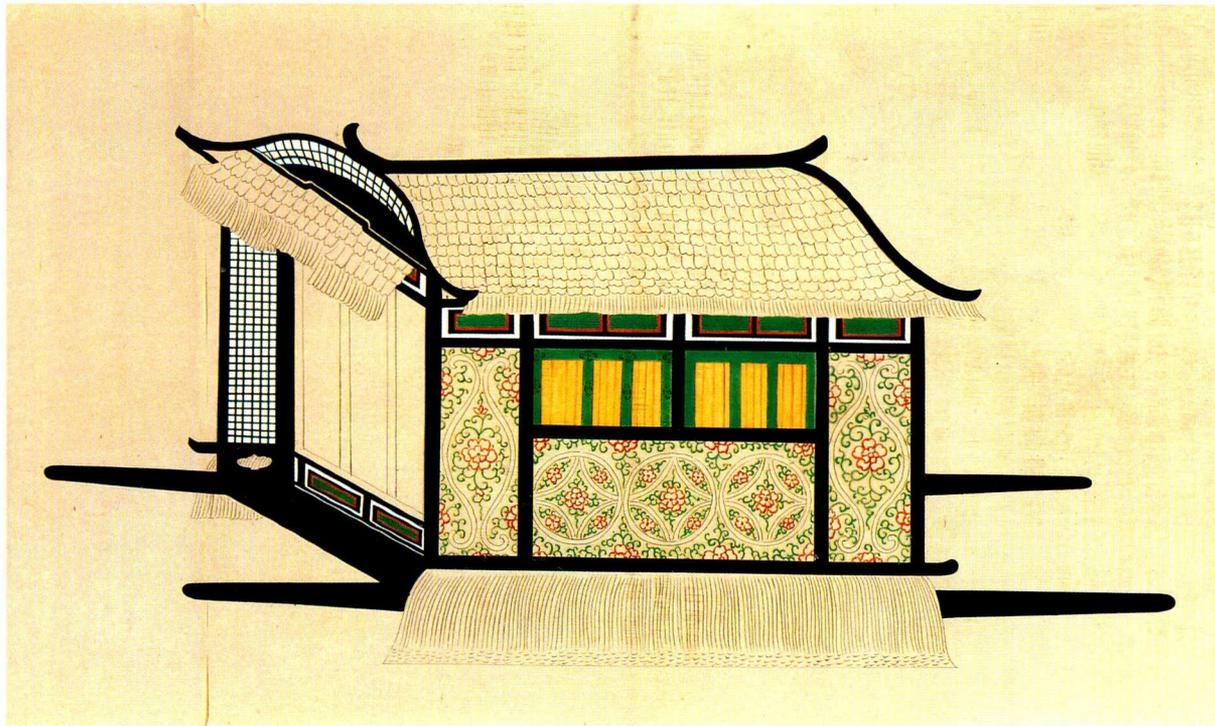
〔書写奥書〕
「此車絵図者、雖為或人之秘本、

不慮一覽之間、令懇望書写

校合畢、尤可禁他見者乎、

元禄七年初冬下旬

左衛門督雅豊(飛鳥井)



図版 1 飛鳥井本『九条家車図』の唐車の図



図版 2 『春日権現験記絵』 卷二・白河院乗用の牛車（宮内庁三の丸尚蔵館蔵）